

## 1. 案内情報

- 手続名 : びょう地の指定
- 手続根拠 : 港則法第5条第2項
- 手続対象者 : 総トン数500トン以上（関門港若松区においては総トン数300トン以上）の船舶（阪神港尼崎西宮芦屋区に停泊しようとする船舶を除く）の船長又は委任を受けた船主、代理店等若しくは一等航海士等の船舶の職員
- 提出時期 : 京浜港、大阪港、神戸港及び関門港の港内にびょう泊しようとするとき
- 提出方法 : 原則、書面又は電子申請
- 手数料 : なし
- 添付書類・部数 : なし・1通
- 申請書様式 : 錨地・停泊場所指定願、移動・危険物荷役許可申請書（第3号様式）
- 記載要領 : 提出先にお問い合わせください

## 2. 窓口情報

- 提出先 : 当該特定港を管轄する港長
- 受付時間 : 提出先にお問い合わせください
- 相談窓口 : 提出しようとする港長窓口

## 3. 手続情報

- 審査基準 : (1)全船舶共通
- ア 天候、水深等に応じた錨鎖の長さを考慮し、その振れ回りの距離を十分にとることができる場所であること。
  - イ 航路、危険物積載船舶等からの距離を十分にとることができる場所であること。
- (2)危険物積載船舶である場合
- 港則法第22条本文の審査基準を満たす場所であること。
- 標準処理期間 : 10分～1時間程度
- 不服申立方法 :

## 1. 案内情報

- 手続名 : 港内移動の許可  
手続根拠 : 港則法第7条第1項  
手続対象者 : 汽艇等以外の船舶の船長又は委任を受けた船主、代理店等若しくは一等航海士等の船舶の職員  
提出時期 : 港則法第5条第1項の規定により停泊した一定の区域外に移動し、又は港長から指定されたびょう地から移動するとき  
提出方法 : 原則、書面又は電子申請  
手数料 : なし  
添付書類・部数 : なし・1通  
申請書様式 : 錨地・停泊場所指定願、移動・危険物荷役許可申請書(第3号様式)  
記載要領 : 提出先にお問い合わせください

## 2. 窓口情報

- 提出先 : 当該特定港を管轄する港長  
受付時間 : 提出先にお問い合わせください  
相談窓口 : 提出しようとする港長窓口

## 3. 手続情報

- 審査基準 : 移動先が次の要件を満たす場合であること。  
(1)全船舶共通  
ア 錨地指定を受けなければならない船舶の場合  
(ア)天候、水深等に応じた錨鎖の長さを考慮し、その振り回りの距離を十分にとることができる場所であること。  
(イ)航路、危険物積載船舶等からの距離を十分にとることができる場所であること。  
イ その他の場合  
水深、パースの長さ等からみて、安全上問題がないこと。  
(2)危険物積載船舶の場合  
港則法第22条本文の審査基準を満たす場所であること。  
標準処理期間 : 10分～1時間程度  
不服申立方法 :

## 1. 案内情報

- 手続名 : 港内移動の届出
- 手続根拠 : 港則法第7条第2項
- 手続対象者 : 汽艇等以外の船舶の船長又は委任を受けた船主、代理店等若しくは一等航海士等の船舶の職員
- 提出時期 : 港則法第5条第1項の規定により、停泊した一定の区域、又は港長から指定されたびょう地から海難を避けようとする場合その他やむを得ない事由により移動後、遅滞なく
- 提出方法 : 書面、電子申請、電話連絡、港務通信等
- 手数料 : なし
- 添付書類・部数 : なし・1通
- 申請書様式 : 錨地・停泊場所指定願、移動・危険物荷役許可申請書(第3号様式)
- 記載要領 : 提出先にお問い合わせください

## 2. 窓口情報

- 提出先 : 当該特定港を管轄する港長
- 受付時間 : 提出先にお問い合わせください
- 相談窓口 : 提出しようとする港長窓口

## 3. 手続情報

- 審査基準 :
- 標準処理期間 :
- 不服申立方法 :

## 1. 案内情報

- 手続名 : 危険物積載船舶に対する停泊等の場所の指定
- 手続根拠 : 港則法第22条
- 手続対象者 : 船長又は委任を受けた船主、代理店等若しくは一等航海士等の船舶の職員
- 提出時期 : 特定港に危険物積載船舶が停泊、又は停留しようとするとき
- 提出方法 : 原則、書面又は電子申請
- 手数料 : なし
- 添付書類・部数 : なし・1通
- 申請書様式 : 錨地・停泊場所指定願、移動・危険物荷役許可申請書(第3号様式)
- 記載要領 : 提出先にお問い合わせください

## 2. 窓口情報

- 提出先 : 当該特定港を管轄する港長
- 受付時間 : 提出先にお問い合わせください
- 相談窓口 : 提出しようとする港長窓口

## 3. 手続情報

- 審査基準 : 停泊等の場所が次の要件を満たす場合であること。
- (1) 積載している危険物が停泊許容量を超えないものであること。
  - (2) 船だまり、航路筋等船舶の輻輳する場所又は陸上の保安物件等から離れた場所であること。
  - (3) 他の危険物積載船舶から離れた場所であること。
- 標準処理期間 : 10分～1時間程度
- 不服申立方法 :

## 1. 案内情報

- 手続名 : 爆発物以外の危険物積載船舶の停泊等の場所の許可
- 手続根拠 : 港則法第22条ただし書
- 手続対象者 : 船長又は委任を受けた船主、代理店等若しくは一等航海士等の船舶の職員
- 提出時期 : 特定港に爆発物以外の危険物積載船舶が停泊、又は停留しようとするとき
- 提出方法 : 原則、書面又は電子申請
- 手数料 : なし
- 添付書類・部数 : なし・1通
- 申請書様式 : 錨地・係留場所指定願、移動・危険物荷役許可申請書(第3号様式)
- 記載要領 : 提出先にお問い合わせください

## 2. 窓口情報

- 提出先 : 当該特定港を管轄する港長
- 受付時間 : 提出先にお問い合わせください
- 相談窓口 : 提出しようとする港長窓口

## 3. 手続情報

- 審査基準 : 停泊の期間並びに危険物の種類、数量及び保管方法に鑑み差し支えないと認められること。
- 標準処理期間 : 1～2日程度
- 不服申立方法 :

## 1. 案内情報

- 手続名 : 危険物荷役の許可  
手続根拠 : 港則法第23条第1項  
手続対象者 : 船長又は委任を受けた船主、代理店等若しくは一等航海士等の船舶の職員  
提出時期 : 特定港内において危険物の積込、積替又は荷卸しをするとき  
提出方法 : 原則、書面又は電子申請  
手数料 : なし  
添付書類・部数 : なし・1通。  
申請書様式 : 錨地・停泊場所指定願、移動・危険物荷役許可申請書(第3号様式)  
記載要領 : 提出先にお問い合わせください

## 2. 窓口情報

- 提出先 : 当該特定港を管轄する港長  
受付時間 : 提出先にお問い合わせください  
相談窓口 : 提出しようとする港長窓口

## 3. 手続情報

- 審査基準 : (1) 全種類共通  
ア 危険物専用岸壁以外の場合  
(ア) 荷役許容量を超えない場合  
荷役許容量を超えないことが確認されること。  
(イ) 荷役許容量を超える場合  
危険物の種類、数量、バースの位置、周囲の状況等を勘案し、荷役安全管理体制、荷役時間、陸上の輸送計画、安全対策等によって、荷役の安全性が確保されることが確認されること。  
イ 危険物専用岸壁の場合  
当該専用岸壁において取り扱うことが承認された危険物の種類、数量、当該専用岸壁に関わる安全対策等が遵守されること。  
ウ 包括許可を行える場合  
(ア) 荷役の回数が非常に多いこと(概ね月10回)。  
(イ) 荷役する危険物の種類が毎回同一又は類似のものであり、数量もほぼ一定であること。  
(ウ) 危険物の専用船であること(一般船舶であるときは、荷役量が少ないこと)。  
(エ) 船内の消火設備及び火気管理が十分であること。

(オ) 荷役場所は、危険物専用岸壁であること、もしくは、荷役量が少なく場所が一定であり、専用岸壁に準じて安全対策の措置が講じられた場所であること。

(カ) 荷役船舶及びバースの双方において適正な荷役安全管理が行われていること。

(2) 引火性危険物の場合

ア 夜間に荷役が開始される場合には、バースの照明設備、安全設備、荷役安全管理体制及び災害発生時の防災体制並びにバース付近の環境等の状況から、荷役の安全性が確保されること。

イ 他船越え荷役、いわゆる山越し荷役でないこと。

標準処理期間 : 10分～1時間程度(荷役許容量を超える場合は1～7日、包括許可の場合は1～10日)

不服申立方法 :